

大分市耐震改修計画等の認定に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び大分市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年大分市規則第 号）に定めるもののほか、認定の申請等に関する手続について定めるものとする。

(認定申請概要書)

第2条 法第17条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を申請しようとする者は、申請書に認定申請概要書（様式第1号）を添付するものとする。

2 法22条の規定による建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定及び法25条の規定による建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請しようとする者は、認定申請概要書（様式第2号）を添付するものとする。

(代理申請)

第3条 認定の申請を代理人により行う場合にあっては、当該代理人に委任する旨を記載した委任状を申請書に添付しなければならない。

(軽微な変更届)

第4条 認定事業者（法第18条第1項に規定する「認定事業者」をいう。以下同じ。）は、省令第32条に規定する軽微な変更をしようとするときは、事前に市長と必要な協議を行った上、軽微な変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(耐震改修状況報告書)

第5条 法第19条の規定による建築物の耐震改修の状況についての報告を求められた認定事業者は、耐震改修状況報告書（様式第4号）により報告するものとする。

(認定建築物改善命令書)

第6条 市長は、認定事業者に対して、法第20条の規定による改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、認定建築物改善命令書（様式第5号）によるものとする。

(認定取消通知書)

第7条 市長は、法第21条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

(認定申請取下届)

第8条 法第17条、第22条及び第25条の規定により認定の申請をした者のうち、市長が認定をするまでの間に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第9条 認定事業者は、当該認定に係る建築物の耐震改修工事を取りやめようとするときは、すみやかに耐震改修工事取りやめ届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事完了届)

第10条 認定事業者は、当該認定に係る建築物の耐震改修工事が完了したときは、すみやかに耐震改修工事完了届（様式第9号）に工事監理書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(報告義務の適用除外)

第11条 法第7条第1項及び法附則第3条第1項の規定により耐震診断の実施及びその結果の報告が義務付けられた建築物について、当該建築物の構造計算が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定する方法若しくはプログラムによるものによって確かめられる安全性（以下この条において「安全性」という。）を有するものである場合にあっては、耐震診断の結果の報告を要しない。この場合において、当該建築物の所有者は、同法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関その他市長が別に定める機関が当該建築物の構造計算が安全性を有するものであると判定した書類の写しを提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年7月8日から施行する。